

一般財団法人 Ruby アソシエーション

理事及び監事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 Ruby アソシエーション(以下「この法人」という。)の理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事は原則、無報酬とする。

2 監事は原則、無報酬とする。ただし、監事のうち、公認会計士又は税理士の資格を有する監事には、報酬を支給する。

(報酬の額及び支給方法)

第3条 定款第31条第1項に基づき、この法人の役員の報酬総額を、別表1のとおりとする。

2 理事の報酬の支給基準は、前項の支給総額の範囲内で理事会において決定し、評議員会に報告するものとする。

3 監事の報酬の支給基準は、第1項の支給総額の範囲内で監事の協議により決定し、評議員会に報告するものとする。ただし、監事が1名の場合は、その支給基準は評議員会で決定するものとする。

4 報酬の支給方法については、別に定める一般財団法人 Ruby アソシエーション貸金規程に準ずる。

(退職金)

第4条 役員に退職金は支給しない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成23年10月14日から施行する。(平成23年10月14日評議員会議決)

(別表) 役員報酬支給総額表

役員の区分	理 事	監 事
一人当たりの報酬総額	無報酬	年額 1,200千円以内